

Introduction

みなさん、こんにちは、ハピです。みなさんの資産形成を考える上で必要となる金融・経済用語を基礎からご紹介します。妹のハナと一緒にゆっくり勉強していきましょう！



ハピ

世界初の犬のファンド・マネジャー、「ワンド・マネジャー」として働く金融のエキスパート。すべてのお客様にハッピーをお届けするため、世界中を駆け回ります！



ハナ

お金や経済のことはサッパリわからないけど、兄のハピにはめっぽう強気。つみたてNISAが始まったことを知って、「自分もチャレンジしたい」とやる気MAXです！



中央銀行 Part2

最近、色々な国が政策金利を引き下げているよね。米国とかインドでしょ、それにニュージーランドもだったっけ？



ハナちゃん、本当によく金融に関するニュースを調べるようになったよね！これまで教えてきた甲斐があって兄は本当に嬉しいよ！

景気や物価を支えるために金融政策はすごく大事なことだよ！そもそも、景気は上向いている方が明るくて良いじゃない！



詳しく解説するワン！

金融政策

1 金融政策とは？

- 🐾 経済や物価等の安定のために、中央銀行が行う政策のことだよ。
- 🐾 ハナちゃんの言うとおり、景気は上向いている方が良いけれど、加熱し過ぎないようにするのも大事なことなんだ。反対に、景気が悪い時には良くなるように支えることが必要だよ。

2 金融緩和策と金融引締め策

- 🐾 金融政策には『金融緩和策』と『金融引き締め策』があるよ。

◆ 金融緩和策

- ✓ 世の中の金利水準を低下させることで、『景気を上向かせるとともに、物価を押し上げる』ことを目的として行われる金融政策のことだよ。
- ✓ 金利が低下すれば、個人や企業はお金を借りやすくなるよね。個人であれば、借りたお金で家や車等を買ったり、また企業であれば、設備投資を行ったりすることで、経済活性化につながることを期待されるよ。

◆ 金融引き締め策

- ✓ 世の中の金利水準を上昇させることで、『景気の加熱を抑制するとともに、物価を押し下げる』ことを目的として行われる金融政策のことだよ。
- ✓ 金利が上昇すれば、個人や企業はお金を借りにくくなるよね。その結果、過剰な投資等が抑制されて、経済が安定に向かうことが見込まれるよ。

次回は、実際どの様に金融政策が実行されるのか、日本銀行を例に説明するよ。



ご留意事項

●投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価値が変動します。したがってお客様のご投資された金額を下回ることもあります。

また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご購入に際しては、事前に最新の投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面の内容をご確認の上、ご自身で判断して下さい。

●投資信託に係る費用について

【お申込みいただくお客様には以下の費用をご負担いただきます。】

- 購入時に直接ご負担いただく費用・・・購入時手数料 上限3.78%（税抜3.50%）
- 換金時に直接ご負担いただく費用・・・信託財産留保額 上限0.5%
- 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・運用管理費用（信託報酬） 上限2.0304%（税抜1.88%）
- その他費用・・・上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。
投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等でご確認下さい。

《ご注意》

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、ドイツ・アセット・マネジメント株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託の運用による損益は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本及び利息の保証はありません。投資信託は、預金または保険契約ではないため、預金保険及び保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご購入に際しては、事前に最新の投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面の内容をご確認の上、ご自身で判断して下さい。

なお、当社では投資信託の直接の販売は行っておりませんので、実際のお申込みにあたっては、各投資信託取扱いの販売会社にお問合せ下さい。

ドイツ・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第359号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、

一般社団法人日本投資顧問業協会、

一般社団法人第二種金融商品取引業協会